

海老名市議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 議会及び議員の責務（第3条―第5条）

第3章 議会構成（第6条―第10条）

第4章 情報公開（第11条―第14条）

第5章 議会運営（第15条―第22条）

第6章 政治倫理（第23条）

第7章 その他（第24条・第25条）

附則

地方議会は、地方分権の時代にあつて、二元代表制のもと、地方公共団体の事務執行の監視機能及び立法機能を十分発揮しながら、日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現を目指すものである。

議事機関である議会及び議員は、執行機関と健全な緊張関係を保ちながら多様な民意を反映し、意思決定機能の向上を図る必要があり、さらに、時代の変化に即応した議会運営の刷新も求められている。

海老名市議会は、海老名市民によって選ばれた議員で構成し、海老名市自治基本条例（平成19年条例第21号）における議会の役割と責務に基づき、市の意思決定機関として市民福祉の向上のために活動するものである。

本市議会は、これまで「市民に信頼される二元代表制の一翼を担う議論ある議会を目指す」という基本理念を定め、この基本理念を実現するため「透明性のある開かれた議会」「議論ある議会」「議会のあるべき姿」の観点から、継続した議会の制度改革及び活性化に努めてきた。

今後も積極的な情報公開と多様な民意の把握によって、市民との対話を進め、言論

の場としての議会において、議員間での一層の自由闊達（かったつ）な討議を重ね、議員としての自己の資質を高め続け、更なる基本理念の実現に向けて進まなければならない。

海老名市議会は、市民の負託によるものであり、また、市民の意思を代弁する合議制機関であることから、市民との協調のもと、海老名市政の向上を推進していく必要がある。

私たち海老名市議会は、議会に関する基本的事項を定め、自らの責務を果たし、更なる市政発展のため、議会の最高規範として海老名市議会基本条例をここに制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、二元代表制のもと、合議制の機関である議会の役割を明らかにするとともに、議会及び議員の責務等の議会に関する基本的事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づく海老名市民の負託に的確に応え、もって市民福祉の向上と公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

（議会の基本原理）

第2条 議会は、市民の代表である議員で構成され、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条に基づき市の団体意思の決定を行う議事機関として、常に市民に対して公正性及び透明性を確保するとともに、市民に開かれた議会を目指すものとする。

第2章 議会及び議員の責務

（議会の責務）

第3条 議会は、次に掲げる責務を有する。

- （1） 議決責任を深く認識するとともに、議案等を議決し、自治体としての意思決定又は政策決定をしたときは、市民に対して説明すること。
- （2） 市民の多様な意見を把握し、政策形成に適切に反映できるよう、市民参加の機会の拡充に努めること。

- (3) 把握した市民の多様な意見をもとに政策提言、政策立案等の強化に努めること。
- (4) 市民本位の立場から、適正な市政運営が行われているかを監視し、評価すること。
- (5) 議会運営については、市民の市政参加の意欲が高まるよう、分かりやすい視点、方法等で行うこと。
- (6) 市民に対し積極的にその有する情報を発信し、情報の共有を推進するとともに、説明責任を十分に果たすこと。

(議員の責務)

第4条 議員は、次に掲げる責務を有する。

- (1) 議会が言論の場であること及び合議制の機関であることを認識し、議員間の自由な討議を重んじること。
- (2) 市政の課題全般について市民の多様な意見を的確に把握するとともに、自己の資質を高める不断の研さんによって、市民全体の奉仕者、代表者としてふさわしい活動をする。
- (3) 議会の構成員として、一部団体及び地域の代表にとどまらず、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

(会派)

第5条 議員は、会派を結成することができる。

- 2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する2名以上の議員で構成するものとする。
- 3 会派は、政策決定、政策提言、政策立案等に際して、会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

第3章 議会構成

(委員会)

第6条 委員会は、海老名市議会委員会条例（昭和57年条例第28号。以下「委員会条例」という。）に基づき適切な運営に努めるものとする。

2 委員会は、所管に係る市政の課題について、分かりやすい議論及び政策等の提言を行うよう努めるものとする。

(議会運営委員会)

第7条 議会は、委員会条例第5条に規定する議会運営委員会において、会派間等における調整を行うことを目的として、議会運営について協議を行う。

(広報委員会)

第8条 議会は、広報広聴機能の充実のため、議員で構成する広報委員会を設置する。

(議会図書室)

第9条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。

(議会事務局)

第10条 議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査及び法制機能の充実を図るものとする。

第4章 情報公開

(会議の公開)

第11条 議会は、本会議、委員会のほか、議員全員協議会の会議を原則公開とする。

(議案書の公開)

第12条 議会は、議案書を情報媒体等も活用して、原則として公開する。

(議会広報の充実)

第13条 議会は、会議結果及び陳情審査の個人別賛否等を含む市政にかかる重要な情報を、議会独自の視点から、常に市民に対して周知するよう努めるものとする。

2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

(議会報告会)

第14条 議会は、市民に対しての広報広聴の場として、議会報告会を原則として年1回以上行うものとする。

第5章 議会運営

(市長等との関係の基本原則)

第15条 議会審議における議員と市長その他の執行機関及びその補助職員（以下「市長等」という。）との関係は、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めるものとする。

(1) 本会議及び委員会における議員と市長等との質問又は質疑応答は、海老名市議会会議規則（昭和57年議会規則第1号）の規定に基づき論点及び争点を明確にして行うものとする。

(2) 議会は、市長等との立場及び権能の違いを踏まえた活動を行うものとする。

(3) 議会は、市長が提案する重要な政策については、議会審議を通じて政策水準の一層の向上を図るため、市長に対し、必要な情報を明らかにするよう求めるものとする。

(政策立案、政策提案及び政策提言)

第16条 議会は、市の政策水準の向上を図るため、政策立案機能の強化に努め、条例の提案、議案の修正、決議等の政策提案を行うとともに、市長等に対し政策提言を行うものとする。

(議員間の討議による合意形成)

第17条 議会の会議は、言論の場であることを十分に認識して、議員相互間の自由な討議を行えるように運営しなければならない。

2 議会の会議において、議案の審議及び審査に当たり結論を出す場合にあっては、合意形成を行うために、別途定める方法により議員相互間の議論をすることができる。

(説明機会の確保)

第18条 議会は、請願及び陳情を市民からの政策提案として受け止め、審議等に当たっては別途定める方法により請願者及び陳情者の説明機会の確保に努める。

(予算の確保)

第19条 議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現するため、必要な予算の確保に努めるものとする。

る。

（議会による研修）

第20条 議会は、政策提言及び政策立案能力等の向上を図るため、研修を実施することができる。

（議員による研修及び調査研究）

第21条 議員は、政策提言及び政策立案能力等の向上のため、研修を実施し、調査研究に努めるものとする。

（政務活動費）

第22条 政務活動費は、海老名市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第1号）第3条の規定により交付されるものとする。

2 会派の代表者は、政務活動費の収支報告書を公開するものとする。

3 会派の代表者は、政務活動費の収支報告書について、説明責任を果たすよう努めるものとする。

第6章 政治倫理

（議員の政治倫理）

第23条 議員は、市民の代表としてその倫理性を常に自覚し、また、その地位を利用して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないなど、議員としての責務を正しく認識し、議会の一員として、その使命の達成に努めなければならない。

第7章 その他

（継続的な検討）

第24条 議会は、第1条の目的である、海老名市民の負託に的確に応え、もって福祉の向上と公正で民主的な市政の発展に寄与するため、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案して、議会運営に係る不断の評価と改善を行い、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 上記の目的に資するため、改選した後、速やかにこの条例の目的が達成されているかどうかを点検し、市民にその内容を公開するものとする。

(見直し手続き)

第 25 条 議会は、この条例を改正するに当たっては、議員全員が賛同する場合であっても、本会議において改正の理由を説明しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。